

庁 議 報 告 書

会 議 名 称	平成 25 年 第 6 回定例庁議
開催日時・場所	平成 25 年 4 月 3 日 (水) 15:00～16:40 第一会議室
出 席 者	市長 副市長 教育長 総務部長 保健福祉部長 経済部長 商工観光室長 建設水道部長 教育部長 財政課長 企画振興課長
欠 席 者	なし
内 容	<p>【市長指示事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 例年実施している年度当初の理事者ヒアリングは、今年度は部長を中心に各部の課題等を把握し、部単位で共有する取り組みを行い、必要に応じて理事者協議を行うこと。 2. 各部の個別事業に対し指示。 <ul style="list-style-type: none"> ・総務部～ごみ処理対策、再生可能エネルギー、職員の勤務体制、地域づくり、広聴・広報体制強化、友好都市交流、情報管理 など ・保健福祉部～特定健診、障がい者支援、専門職の育成、国民健康保険、保育所、公衆浴場対策 など ・経済部～農業計画、担い手育成、新農業計画の策定、新観光圏（富良野・美瑛圏）、観光振興、中心市街地と商店街の活性化、中小企業融資・補助、労働行政、ワイン事業 など ・建設水道部～事業の早期発注 など <p>【協議事項】 なし</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 富良野市障がい者計画の策定について 《別紙 1》 2. 富良野市健康増進計画（第二次）の策定について 《別紙 2》 3. 富良野市健康保険の特定健康診査等実施計画（第二期）の策定について 《別紙 3》 4. 特別養護老人ホームの移転改築について 《口頭》 <p>【その他】 なし</p>
そ の 他	次回定例庁議日程：平成 25 年 4 月 15 日(月) 午前 9 時 00 分～

庁 議 協 議 資 料

【 協議事項・報告事項・その他 】

提出庁議年月日 平成 25 年 4 月 3 日

【 案 件 】 富良野市障がい者計画の策定について

【 目 的 】 平成 13 年に障がい者計画を策定したが、その後措置制度から支援費制度へ、平成 18 年には障害者自立支援法が施行されたため、平成 18 年 3 月に富良野市障がい者計画（平成 18 年度～24 年度）を策定。

平成 22 年 12 月に障害者自立支援法が改正され平成 24 年 4 月から施行、さらに「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、平成 25 年 4 月 1 日から施行される。

こうした障害福祉制度の改革動向を踏まえ、現計画が平成 24 年度で終了するため、計画の見直しを行った。

【 概 要 】 ○計画期間 平成 25 年度～平成 29 年度までの 5 年間
第 5 章の障がい福祉計画は平成 26 年度（第 3 期）まで

○基本理念 「ともに生き・ともに暮らせるまち ふらの」

- 基本施策
- 1 生活支援の推進
 - 2 生活環境の整備
 - 3 教育・発達支援の充実
 - 4 雇用・就労の拡大
 - 5 広報・啓発活動の推進

【 備 考 】

担当： 福祉支援課 内線 5100

【 庁議結果 】

上記のとおり報告

庁 議 協 議 資 料

【 協議事項・報告事項・その他 】

提出庁議年月日 平成 25 年 4 月 3 日

【 案 件 】 富良野市健康増進計画（第二次）の策定について

【 目 的 】 国が健康増進法に基づき平成 15 年に策定した「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針」が平成 25 年 7 月に全部改正されたことから、平成 18 年 3 月に策定し推進している富良野市健康増進計画（平成 18 年度～平成 27 年度）について、国の新たな基本方針に基づいた見直しを行い、富良野市健康増進計画（第二次）を策定した。

【 概 要 】 ○計画改定の趣旨 健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の発症予防を重視した取り組みに合わせ、新たに健康格差の縮小や生活習慣病の重症化予防を推進し、「誰もが健康で安心のできる地域づくり」の実現をめざす。

○計画の期間

平成 25 年度～平成 34 年度までの 10 年間

○計画の対象

胎児期（妊娠期）から高齢期までの全市民

○計画の構成

第 1 章 健康増進計画改定にあたって

第 2 章 富良野市の概況と特性

第 3 章 課題別の実態と対策

1. 前計画の評価

2. 計画の基本的な考え方

3. 目標設定の考え方

4. 生活習慣病の予防

5. 生活習慣の改善

6. 社会生活に必要な機能の維持・向上

第 4 章 計画の推進

1. 健康増進に向けた取り組みの推進

2. 健康増進を担う人材の確保と資質の向上

【 備 考 】

担当： 保健医療課 内線 5010

【 庁議結果 】

上記のとおり報告

庁 議 協 議 資 料

【 協議事項・報告事項・その他 】

提出庁議年月日 平成 25 年 4 月 3 日

- 【 案 件 】 富良野市健康保険の特定健康診査等実施計画（第二期）の策定について
- 【 目 的 】 高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に基づき策定推進してきた平成 20 年度から平成 24 年度を計画期間とした第 1 期の計画が終了することから、同計画の評価を踏まえ特定健康診査等実施計画（第二期・平成 25 年度～平成 29 年度）を策定した。
- 【 概 要 】
- 序 章 計画改定にあたって
 - 生活習慣病は、死亡原因で約 6 割を占め、また国民医療費でも約 3 分の 1 を占める生活習慣病の発症や重症化を予防することにより、生活の質の向上と医療費の抑制を行う。
 - 第 1 章 第一期計画の評価
 - 平成 23 年度実績では特定健診が 42.6%と目標を下回るが、全国・全道平均以上。特定保健指導も平均以上で目標を上回る 43.0%となった。
 - 第 2 章 第二期計画に向けての現状と課題
 - ・ 社会保障の視点でみる本市の特徴 ・ 医療費の状況
 - ・ 被保険者の健康状況
 - 第 3 章 特定健康診査・特定保健指導の実施
 - ・ 目標値の設定 ・ 対象者数の見込み ・ 特定健康診査の実施
 - ・ 特定保健指導の実施
 - 第 4 章 特定健康診査・特定保健指導の結果の保存
 - ・ 特定健康診査・特定保健指導のデータの流れ
 - ・ 特定健康診査・特定保健指導の記録の保存・管理について
 - 第 5 章 特定健康診査等実施計画の公表・周知
 - ・ 特定健康診査等実施計画の公表
 - ・ 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法
 - 第 6 章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し
 - ・ 特定健康診査等実施計画の評価方法
 - ・ 特定健康診査等実施計画の見直し
- 【 備 考 】

担当： 保健医療課 内線 5010

- 【 庁議結果 】
上記のとおり報告